

79 明治42年11月 行政整理に関する大蔵大臣内訓

秘訓第三号

監 督 官  
部 長  
御坊稅務署長

今般稅務官制改正ニ関シ別紙写ノ通大蔵大臣ヨリ内訓アリタルニ付、右趣旨深ク服膺シ行政整理ノ効果ヲ完フスルコトヲ努ムヘシ  
右内訓ス

明治四十二年十一月八日

大阪稅務監督局長 渡辺義郎

官房秘第三五五号

稅務監督局長

今般稅務官制改正ニ付テハ、左記各項ノ趣旨ヲ服膺シ稅務行政ノ振肅ヲ図ルヘシ

一 官制改正ノ要旨ハ稅務行政機関ノ組織ヲ整理シ其機能ヲ完全ナラシメ、以テ複雑多岐ナル稅務ノ執行ヲ簡捷敏活

ナラシメントスルニ在リ

二 事務ノ許ス範圍ニ於テ經費ヲ節約シ以テ官吏ノ待遇ヲ厚クシ、才能ニ任シテ事務ノ成績ヲ擧ケシメントスルコト、亦官制改正ノ目的トスル所ナリ

三 稅務監督局及稅務署ノ廢合ヲ行ヒタルハ經費節約ノ目的ヲ達スルト同時ニ、事務ノ簡捷統一ヲ圖ラントスルノ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ、之カ為ニ苟モ事務ノ進行ヲ阻礙シ、又ハ人民ノ便利ヲ減殺スルカ如キコトナカラシコトニ深ク注意スルヲ要ス

四 官制ノ改正ニ依リ多數ノ人員ヲ減シタリト雖、事務ノ擧否ハ強チ人員ノ多寡ニ因ルニ非スシテ、偏ニ吏員ノ能否ニ關スルモノナルヲ以テ、才ヲ擧ケ能ニ任シ善ク其ノ用ヲ尽サシメントコトヲ期スヘシ

五 処務方法ノ如何ハ事務ノ擧否ニ關スルコト亦甚タ大ナルヲ以テ、宜シク繁文ヲ省キ樽札ヲ除キ形式ヲ去リテ實質ニ就キ、事務ノ周到敏活ヲ圖ルヘシ

六 稅務監督局長及稅務官ノ地位昂上ノ途ヲ開キ、又稅務官ノ數ヲ増加シタルハ、局署ノ廢合ニ依リ局長及署長ノ職責一層ノ重キヲ加フルニ至リタルヲ以テ、適材ヲ擧ケ其ノ職責ニ任セシムルノ趣旨ニ外ナラス、局ニ当ル者須ク此意ヲ体シ其ノ任ヲ完フセンコトヲ期スヘシ

七 稅務監督官ハ局長ヲ補佐シ一般稅務ノ監督ニ從事スヘキハ勿論ナリト雖モ、人事ノ監督ハ主トシテ稅務監督官ヲシテ之ヲ担任セシメ、吏員ノ勤怠能否ヲ查察セシムルコトヲ要ス、但シ稅務監督官ヲ配置セラレサル局ニ於テハ、上席稅務監督官補ヲシテ之ヲ担任セシムヘシ

八 各部ノ部長ニ補セラレタル稅務監督官補ハ、内ニ在リテハ主トシテ其ノ担任事務ヲ掌理セシムヘキハ勿論ナリト雖、外ニ出テ、稅務ノ監督ニ從事セシムル場合ニ於テハ、廣ク各部ノ事務ニ亙リ視察セシムヘク、其ノ分掌ニ拘

泥セサルコトヲ要ス

九 局署廃合ノ場合ニ於テハ、動モスレハ官民及吏僚ノ間意思ノ疎通ヲ欠クノ虞ナキニ非サルヲ以テ、特ニ注意シテ其ノ融和統一ヲ図ルコトヲ要ス、而シテ急遽従来ノ慣例ヲ変更スルカ如キハ、徒ニ疑惧ノ念ヲ起サシムルモノナルヲ以テ、慎重之ヲ処理スルコトヲ要ス

要スルニ這般ノ官制改正ハ行政ヲ整理シ經費ヲ節約スルノ趣旨ニ出テタルモノニシテ、行政整理ノ目的ハ事務ノ簡捷敏活ヲ期スルト同時ニ、各人ノ才能ニ任シテ其ノ責任ヲ重ンゼシムルニ在リ、今ヤ漸ク稅務繁劇ノ期ニ入ラントス、速ニ事務ヲ整頓シ行政整理ノ趣旨ヲ完フシ、以テ他ノ模範タルノ成績ヲ挙クルコトヲ期スヘシ  
右内訓ス

明治四十二年十一月五日

大蔵大臣侯爵 桂 太郎

(昭55 大阪 3)

80 明治42年11月 金沢局廃止に付京都局長訓示要領

秘第七二四号

小浜稅務署

過般金沢稅務署へ各稅務署長召集ノ際、局長〔岩崎奇一〕ヨリ訓示セラレタル要領筆記、参考ノ為メ送付ス

明治四十二年十一月十九日

明治四十二年十一月十日石川・富山・福井三県下稅務署長會議ノ際ニ於ケル局長訓示ノ要領

一 召集ノ理由

這般金沢稅務監督局廢止ノ結果、諸君ノ管轄セラル、稅務ヲ監督スルコト、ナリタルヲ以テ、今後前局長ニ對スルト同一ノ好意ヲ以テ補佐セラレシコトヲ望ム、而シテ目下酒造期節ニ際シ、又一面營業稅調査準備ノ時期ニシテ閑暇ノ時ニアラス、加之稅務署中廢合セラレシモノアリ、最モ多忙ヲ極ムル際會合ヲ求メタルハ心ナキ業ナルカ如シト雖モ、京都局ノ庁舎ハ今回狹隘トナリ当分署長ノ會合ヲ催ス能ハサルニヨリ、這度元金沢局ノ主腦タリ精神タリシ和田前局長ヨリ事務ノ引継ヲ受クルノ機會ヲ以テ諸君ト相見ヘ、本官ノ意見ヲ披瀝シテ諸君ノ御參考ニ供スルコトハ最モ時ヲ得タルモノニシテ、之レカ為メ意見ノ疎通ヲ早メ今日一時停滯シタル事務ノ如キハ、將來ニ於テ之ヲ回復スヘキノミナラズ、尚今後ノ執務上ニ大ナル利益アルベキヲ信シ、茲ニ断然召集スルコト、セリ

二 合併後ニ於ケル稅務執行ノ方針

(4) 五日付ヲ以テ發シタル訓令

五日付ヲ以テ發シタル訓令ハ主トシテ局署合併ニ就テノ希望ヲ陳ヘ、終ニ各署ニ通シ納稅者ニ對シ意思疎通ヲ図ルヘキコトヲ示シタルモノニシテ、其ノ目的ハ改正官制實施後人民ヲシテ不便ヲ感シ、又ハ不便ナリトノ觀念ヲ起サ、ラシメンカ為メナリ、尤モ右ニ関シテハ諸君ニ於テモ相当考フルトコロアルベキモ、其ノ考案並ニ実行ノ情態ヲ知悉スル能ハサルカ故ニ、先ツ京都局ノ主義方針ニ基キ注意ヲ要スヘキ事項ヲ列挙シ、老婆心ヲ以テ施行ノ即日訓令セシモノナリ

(ロ) 五日付大臣ノ訓示

然ルニ前述訓令後新ニ大臣ノ御内訓ニ接セリ、該訓示ハ局長ニ対スルモノナリト雖モ、諸君ト共ニ服膺スベキモノト考フルヲ以テ伝達送付ノ手筈ナルモ、未タ之ヲ接手セサル向アルヤモ計リ難キニ付、茲ニ之ヲ一読スベシ(内略之)

(ハ) 五日付訓令ト大臣御訓示トノ関係

大臣御内訓ノ趣旨ヲ按スルニ、局力発シタル訓令ト主義ニ於テ悖ルトコロナキノミナラズ、從來ノ方針ト一轍ニ帰スルハ誠ニ喜ブニ堪ヘタリ、人事ノ監督ハ監督官ヲシテ之ニ当ラシメ、補官ハ主管ノ部務ヲ掌理スル外、他ノ部務ニ対シテモ合議セシムルノ要アルヲ以テ、同室ニアリ執務セシムルカ如キ、其ノ他給与ヲ厚クシ人材ヲ適処ニ置キ、以テ事務ノ整理ヲ期スル等、從來ノ施設力大臣ノ御内訓ニ適ヒ毫モ牴牾スルトコロナシ、今後倍々該御趣旨ニ遵ヒ諸君ト共ニ奮勵センコトヲ庶幾ス

### 三 稅務執行ノ根本觀念

(イ) 民間ヨリ批難ヲ容レシメサルニハ、先ヲ制シ務ムヘキヲカムルヲ以テ第一要義トスルコト

本官ノ稅務ニ対スル根本主義ハ先年当地管理局長トシテ在職セシトキト變スルトコロナキヲ以テ、其ノ当時ヨリ勤続セラル、諸君ハ已ニ了知セラル、ナラム、又否サルモ聞知セラレシコトモアルベシ、然レトモ今日ノ稅務ハ十年前ノ稅務ニアラス、之ヲ処理スルニ当テハ時勢ノ進歩ニ伴フベク、十年前ノ考ヲ以テ今日ノ定規トナスベカラサルカ故ニ、茲ニ意見ヲ陳述スルノ要アリ、諸君ニシテ之ニ反スル意見ヲ持スルモノアラハ宜シク之ヲ改メラルベク、意見ノ一致スルモノハ倍々進ンテ其ノ職責ヲ尽サレンコトヲ望ム

實地ニ応スベキ處務ノ方策ハ諸君ノ夙ニ知ルトコロナルモ、動モスレバ納稅者ノ感情ヲ害シ税法改正若ハ廢稅等

ノ運動ヲ為サシムルニ至レリ、周到ナル注意ヲ欠キ其ノ口実ヲ与フルニ因ルモノナルヲ以テ留意セラル可カラズ、尤モ少数ノ職員ニヨリ処理セラル、モノナルカ故ニ、些ノ遺憾ナカラシムルカ如キハ至難ノ業ナリト雖モ、当局者力事ニ当リ其ノ趣旨ノ存スルトコロヲ懇切説明シ納税者ニ了解セシメ、平素機先ヲ制シ務ムヘキヲカムルトキハ、何等口実ヲ与フルコトナカルベシ、口実ヲ与フルハ火ナキ煙ノ見ヘサル如ク、多少事実ノ伏在スルモノト認めサルヲ得ス、蓋シ少数ノ人員ヲ以テ煩雜ナル稅務ヲ処理スルニハ腦裏常ニ忠實ノ念ヲ存スルヲ要ス、苟モ忠實以テ務ムヘキヲカメナハ他ノ批難ヲ免カレンコト期シテ待つヘキナリ

(ロ) 局ト署トノ間ニ於ケル意思疎通ノ必要ナルコト

局署間ノ關係ニ就テ最モ遺憾ナルハ意思ノ疎通セサルニアリ、例ハ局員ノ監督ヲ受クルニ当リ弥縫ヲ事トシ一時ヲ糊塗セントスルカ如シ、之レ甚タシキ謬想ナリトス、假令如何ニ表面ノ善美ヲ銜フモ内容ノ不整理ハ何レノ日カ發見セラレサラン、局署ハ宜シク腦髓ト身体手足トノ關係ノ如クナラムコトヲ望ム、故ニ署管内ニ物議アラハ之ヲ揉ミ消スコトナク、先ツ本局ニ報告シ共ニ協力以テ救治ノ策ヲ講スルヲ要ス、稅務署ノ事務ヲ挙クルハ即チ局務ヲ挙クル所以ナルヲ以テ、局署一身同体ヲ實現センコトヲ期スベシ

(ハ) 納税者ニ対スル意思疎通方法ノ説明

納税者ニ対シテモ亦意思疎通ヲ図ラサル可ラズ、而シテ意思ノ疎通セサルハ主トシテ稅務署ノ調査不充分ニシテ、其ノ説明ヲ徹底セシムル能ハサルニ因ルモノナリ、意思疎通セサレバ物議ヲ生ス、之ヲ避クルニハ互ニ意見ヲ交換シ多少讓歩スベシ、蓋シ稅務ハ直チニ理想通り実行スル能ハサルモノ多シ、故ニ真実ニ近ツカシムルヲ方針トシ、理想ニ副ハシムルヲ目的トシテ漸進的ニ歩武ヲ進ムルヲ可トス、然トモ常ニ物議ヲ生スル向ニ対シテハ平素調査ヲ周密ニシ、其訴フル処容スベカラサルモノアラハ、法ノ命スル処ニ從ヒ断然タル処置ヲ施スノ準備ヲ怠ラ

サルヲ要ス

#### 四 局署廃合ト統一ノ緩急

各種税法ニ関スル取扱手續ハ、地方ノ事情ニ適シタルモノナルベキヲ以テ当分改正ノ必要ヲ認メス、然レトモ元來局署ノ廃合ハ大臣御訓示ノ如ク事務ノ統一ヲ図ルニアルヲ以テ、手續ノ一定ヲ理想トスルハ言ヲ俟タス、監督局ヲ置カレタル亦之レカ為メナリ、故ニ早晚改正ノ時アルベキモ急激ナル變更ヲ避ケ、採長補短ノ方針ヲ以テ實際ニ鑑ミ徐々ニ改正統一ヲ期スベシ

#### 五 吏僚ニ対スル方針

##### (イ) 成ルベク捨テサルコト

人事ニ関シテハ猥リニ人ヲ捨テサル方針ニシテ、所謂老朽ト称セラル、モノ、多数ハ、之レ多年税界ニ貢獻シタルモノナルヲ以テ之ヲ捨ツルニ忍ヒズ、然トモ経費ノ關係上已ムヲ得ス罷免スルコトアルモ、右ハ異常ノ場合ニ限ル

##### (ロ) 忠実熱誠ニ酬フル為メ其ノ待遇ヲ厚クセンコト、從テ定員ニ対シ多少ノ余地ヲ存シ置クベキコト

人ヲ使用スルニハ定員ヲ減シ報酬ヲ厚クセンコトヲ欲ス、故ニ非常ニ減員セラレタル今日困難ナルベシト雖モ、右ノ目的ヲ達センカ為メ定員充足セサルコトアルベキヲ以テ、内部事務ニ関シテハ鼓舞督励其ノ進捗ヲ期セララルベシ

##### (ハ) 旅費ノ經理モ一家ノ私経済ニ於ケルカ如キ念ヲ以テ、経済的ニ使用セラレタキコト

外部事務ニ関シテハ人員ヲ減スル能ハサル事情アルベキモ、精神ヲ訓練シ忠実ニ執務セシムルトキハ、時間ヲ節約スルコトヲ得サルノ筈ナシ、旅費ハ須ク経済的ニ使用スルコトニ留意セララルベシ

(二) 精神修養ヲ忽セニセサルヲ希望スルコト

精神的ニ活動スルモノニアラサレバ如何ニ吏才アリ算筆ノ技ニ長スルモ、事務運涉上好果ヲ収ムルコト難シ、精神修養ハ迂遠ナルカ如クニシテ實際有効ナリトス、元來人ノ習慣ハ容易ニ移スコト能ハサルモノナリト雖モ、下僚ハ上司ノ方針ニ従フモノナレバ、仮令表面ナリトモ其ノ方針ニ基キ其ノ主義ニ従フコト、ナルベシ、尤モ忠実ノ精神ヲ存セサルモノハ人ノ見サルトキ其ノ仮面ヲ脱スルモノナルモ、署長ニ於テ監督ヲ励行セハ仮裝の修養ハ第二ノ習慣トナリ、終ニ其ノ精神ヲ改ムルニ至ルベキヲ以テ、之レカ修養ハ忽緒ニ付ス可ラス

(ホ) 京都局ニ於ケル精神修養ニ関スル從來ノ施設ト其効果

京都局ニ於テハ精神修養ノ手段トシテ毎年二、三回其ノ講話ヲ為サシメタルニ、種々ナル悪弊ヲ一掃スルコトヲ得タルノミナラス、近來各地ニ於テ稅務官吏ノ失態統出セルニ拘ハラズ、格別醜行ヲ敢テセシモノヲ出サ、リシハ該講話与テ力アリト信ス、諸君ニ於テモ休日祭日等ヲ利用シ精神上ニ関スル講話ヲ為シ、署員ヲシテ忠實勤勉ノ志操ヲ喚起セシメラレンコトヲ望ム

六 模範局ノ自任

(イ) 模範局ヲ以テ自任スル理由

本官ハ全國稅務監督局長ノ首席ニアルヲ以テ、其ノ地位ヨリスルモ亦一面京都局ノ位置ヨリスルモ、模範的稅務局署ヲ作ラサル可ラス、曩ニ広島局ヨリ転任ノ際此ノ決心ヲ以テ京都局ニ臨メリ

(ロ) 模範監督制度ノ創設

一般監督ニ於テ指摘スル過失ハ毎年始ント同一ニシテ、幾回繰返スモ所謂百年河清ヲ待ツノ類ニシテ、毫モ其ノ効果ヲ収ムル能ハサルヲ以テ、其ノ病根ヲ探究セン為メ執務ノ狀況ヲ写真スルコト、シ、之ニ基キ改善スヘキヲ



改善シ、以テ各署中ノ模範署タラシムルノ施設即チ模範監督ナル制度ヲ創設セリ

(ハ) 上京下京兩署ニ之ヲ施シタル狀況

寫實的監督ハ第一着ニ上・下京兩署ニ之ヲ行ヒタルニ、手続ノ改正アルニモ拘ハラヌ旧手続ニヨリ処理シ、若シクハ署長ノ為スベキ事項ニシテ之ヲ為サ、ル等誤謬百出セリ、由テ之ヲ署長ニ示シタルニ意外ニ感スル狀況ナリ

(ニ) 今後ノ計画

何レ全部完了ノ上ハ大藏省ヘモ報告シ彙報ニ登載スヘキ見込ナリ、諸君ニ於テモ進ンテ模範的稅務署ヲ作り出サ  
ンコトヲ切望ス

七 終リニ臨ンテ

(イ) 午後金沢署ニ對シ監督官ヲシテ精神修養ノ講話ヲ為サシムルコト

本日午後金沢稅務署員ニ對シ監督官ヲシテ精神修養ノ講話ヲ為サシムヘキヲ以テ、諸君モ之ヲ傍聽シ署員ニ同一ノ趣旨ヲ布演セラレンコトヲ望ム

(ロ) 局長ノ旅程

這回八點々稅務署ニ臨ムモ、主トシテ県庁其ノ他ヘ挨拶ノ序ヲ以テ之ヲ為スニ過キサカ故ニ、一般ニハ当分出張スル能ハサルベシ

(ハ) 故ニ前各項訓示ノ詳細ヲ帰署後署員ニ伝告セラレンコトヲ希望ス

(ニ) 各署ヘ出張ノ局員ニシテ言語動作ノ穩当ナラサルモノアラハ、忌憚ナク申出ラレタキコト

(平 19 金沢 467)

81 明治42年11月 稅務署廢止による民心の狀況

秘第三八号 發議十一月廿一日 裁決四十二年同月同日

年月日

署長

局長宛

本月十七日付秘第七一五号御通達ニ依リ、官制改正ノ結果ニ於ケル民心ノ狀況左記及申報候也

一 改正官制施行前後ニ於ケル民心ノ狀況

元高濱稅務署管轄ニ係ル大飯郡ハ、八ヶ村戸數三千五百余戸、国税營業者二百三十余人、所得「稅」納稅者五百六十余人ノ小郡ニシテ、高濱以西ノ村落則チ高濱、青郷、内浦村戸數千六百余戸ハ、同署ノ廢止ト共ニ所在地ノ遠距離トナリ不便ヲ感スルタメカ、比較的多数ノ土地台帳謄本ノ請求ヲナセシ外、和田村和田ヨリ本郷村本郷ニ寄港シ、小浜港ヘ一日三回ノ往復ヲ為セル汽船二隻アリ（目下二隻競争中ニテ乗船賃ヲ減シ、到底永続ノ見込ナキモ）、不便ヲ感セス、從テ平穩ニシテ更ニ不平ノ声アルヲ聞カス、又官制施行後ニ於ケル狀況ハ高濱村高濱ニ於テモ署廢止ニ因リ寂寥ノ感アルナク、只前三ヶ村地方ニ於テ稅務署ニ關スル事項ノ承合、及土地台帳謄本請求上僅カニ不便ヲ感スルヤノ噂アルニ過キス、極メテ平穩ナリ、尤モ和田村以東ハ廢止ニ依リ聊カ不便ヲ覺ユル筈ナク、加斗村大島村ノ如キハ地勢上却テ便ヲ得タルモノト認ム

二 地方民心ノ緩和ニ關シ施設シタル事項

本月十七ヨリ二十日迄大飯郡八ヶ村ノ内五ヶ村ニ對シ小官視察旁実地踏查ヲ遂ケシニ、各村役場ニ於テモ異様ノ

声アルヲ耳ニセス、然レトモ異動地ノ願届書及土地台帳謄本請求書等一定ノ文書ノ往復ハ、予テ時日ヲ定メ役場ニテ取纏メ往返スヘキ様談シ置タリ、其ノ他ニ於テ著シキ施設シタルモノナキモ、今後稅務協議会ヲ開キ諸般稅務上ニ協議ヲ遂ケ、可成緩和ニ関スル意見及協議ヲ致スノ計画有之候

三 民心帰趨ノ大勢

前二項ニ陳述セル如ク、西方三ヶ村ノ外ハ地勢上著シキ不便ヲ感セサルヲ以テ、高浜署ヲ廢シ小浜署ニ合併セラレタルハ大勢ニ於テ至当ト認ムルモノ、如ク、何等ノ風雲アルナシ

秘第七一五号

小浜稅務署長

稅務署官制改正ニ依リ其管轄或ハ隣署へ合併トナリ、或ハ二署ヲ廢シテ一署ノ新設トナリタル地方ニ於ケル、左記事項申報スベシ

一 改正官制施行前後ニ於ケル民心ノ狀況

二 地方民心ノ緩和ニ関シ施設シタル事項

三 民心帰趨ノ大勢

明治四十二年十一月十七日

京都稅務監督局長 岩崎奇一印

(平 19 金沢 467)

82 明治42年12月 名古屋局及管内稅務署職員監督規程

内達第壹号

稅務監督官

部 長

間稅監督員

稅務署長

名古屋稅務監督局及管内稅務署職員監督規程、別紙ノ通相定ム

追テ、横浜稅務監督局明治四十二年二月九日秘親第五十一号内牒、及当局同年四月六日内達第一号・同第二号、

同年四月八日達第五八号、同年十一月廿九日機密第一一八号ハ之ヲ廢ス

明治四十二年十二月十八日

名古屋稅務監督局長 多胡敬三郎印

(別紙)

局署職員監督規程

第一条 本局及稅務署職員ノ監督ハ、此規程ニ依リ之ヲ行フモノトス

第二条 本局職員ノ監督ハ稅務監督官ニ於テ之ヲ担当スルノ外、部員ノ監督ニ付テハ当該部長ニ於テ之ヲ為スヘシ  
稅務署職員ノ監督ハ当該署長ニ於テ之ヲ為スノ外、稅務監督官主トシテ之ヲ担当シ、尚稅務監督官補之ヲ補助スヘシ

間税官吏ノ監督ニ付テハ本局間税監督員亦之レヲ補助スヘシ

第三条 各監督者ハ職員ノ操行技能性格勤惰等ヲ詳悉シ、之カ指導啓発ニ努ムヘシ

第四条 税務監督官ハ各職員ノ監督ニ任スルノ外、他監督者職員監督ノ状況ヲ視察シ注意ヲ与フヘシ

第五条 部署長ハ部下職員ニ対シ臨機左ノ要件ヲ訓示シ、之カ実行ニ努ム<sup>ル</sup>ヘク、殊ニ新任者ニ対シテハ最深ク意ヲ用フヘシ

一 官吏服務規律、其ノ他稅務官吏ノ服務ニ関スル訓達等ヲ恪守スヘキコト

二 忠実ニ職務ヲ奉行シ、決シテ虚偽欺瞞ノ行為アルヘカラサルコト

三 服装禁止ハ常ニ之ヲ端正ニシ、官吏タルノ品位体面ヲ損セサルヘキコト

四 自己ノ分限ニ応シテ節儉ヲ守リ決シテ奢侈ニ流レ、若ハ卑吝ニ失スル等ノコトナカルヘキコト

五 親戚又ハ昵近ノ者ニ於テ、職務ノ執行上直接ノ関係ヲ有スル營業ニ関与スルモノアリタルトキハ、速ニ其ノ事實ヲ上司ニ申告スヘキコト

六 相当ノ理由ナクシテ職務ノ執行ヲ寛假シ、又ハ職務ノ範圍外ニ属スル諸種ノ事項ヲ斡旋幫助スル等、納稅義務者ニ不当ノ利益ヲ得セシムルカ如キ嫌アル行為ハ、断シテ之ヲ為サ、ルヘキコト

七 職務ニ服スル場合ハ勿論、職務ニ服セサル場合ト雖モ、職務ノ執行上直接ノ関係ヲ有スル營業者等ト金錢物品ノ貸借・贈答等ヲ為シ、又ハ公會ノ外酒食ヲ俱ニスル等ノコトハ、断シテ之ヲ為サ、ルヘキコト

八 職務上関係ヲ有スル事項ニ関シ不正ノ利益ヲ図ランカ為メ、直接又ハ間接ニ金錢物品ノ贈与、其ノ他ノ手段ヲ以テ内囑ヲ試ミントスル者アリタル場合ニ於テハ、直ニ之ヲ拒絶スヘキハ勿論、速ニ其ノ事實ヲ上司ニ申告スヘキコト

九 職務上知得シタル事項ニシテ納税者ノ秘密トスルモノハ、瑣細ノ事項ト雖モ嚴ニ其ノ漏泄ヲ慎ムヘキコト

十 法律經濟其ノ他職務上必要ナル事項ニ関シ、智識ノ修養及技能ノ發達ヲ図ルコトヲ努ムヘキコト

十一 租税其ノ他ノ公課ノ納付ハ勿論、購入物品ノ代価ノ支払等ハ總テ之ヲ怠ラサルヘキコト

十二 酒ヲ嗜ミ遊興ニ耽ルカ如キコトナキハ勿論、務メテ品行ヲ正フシ、苟モ他ノ指摘ヲ受クルカ如キコトナキヲ期スルコト

十三 其他注意スヘキ事項

部署長必要ト認ムルトキハ、部下職員ヲシテ前項要件ノ実行ニ関スル誓約書ヲ提出セシムヘシ

第六條 各監督者ハ予テ警察官等ニ協議シ、職員ノ風紀ニ関スル事項聞知次第通報ヲ求ムルコトニ努ムヘシ

第七條 各監督者ハ職員中下宿者ニ在リテハ其ノ下宿ノ支払、出張分派等ノ者ニアリテハ其宿屋ノ支払等、完全ニ行ハル、ヤ否臨機取調ヲ為スヘシ

第八條 各監督者ハ一般職員ニ対シ負債ノ有無、又ハ収入以上ノ生活状態ナキヤ否、怠ラス注意ヲ為スヘシ

第九條 署長ハ夜間ニ於テ時々宿直室ニ臨ミ、職員ノ宿直完全ニ行ハル、ヤ否ヲ視察スヘシ

第十條 部署長ハ職員執務ノ状況又ハ訪問者ノ如何ニ注意シ、頻次遅刻欠勤スル者又ハ執務熱心ヲ欠ク者ハ、進テ其ノ行動ヲ監視スヘシ

第十一條 職員ノ失行ヲ新聞紙ニ掲載セラレタルトキハ、部署長ハ直ニ其ノ事ノ真相ヲ取調ヘ、該記事切抜ヲ添ヘ局長ニ内報スヘシ

第十二條 各監督者ニ於テ職員ノ身上ニ関シ宜シキヲ得スト認メタル事項アルトキ、懲戒処分ノ範圍ニ屬スヘキモノハ速ニ其ノ事実ヲ申報スヘク、其ノ他ハ本人ニ対シ嚴重ニ戒飭ヲ加ヘ、其ノ顛末ヲ内申スヘシ

職務無能又ハ身体羸弱、其ノ任ニ堪ヘサル者アルトキ、亦其ノ事実ヲ申報スヘシ

第十三条 部署長ハ第一号様式ニ依リ、毎年三月六月九月十二月ニ於テ職員進級ニ関スル調査ヲ為シ、其ノ月七日限申報スヘシ

第十四条 部署長ハ第二号様式ニ依リ、毎年十二月ニ於テ職員ノ行賞ニ関スル調査ヲ為シ、其ノ月七日限申報スヘシ

〔様式は省略〕

(昭54 名古屋 18)

### 83 明治43年1月 職員徽章佩用規程

訓甲第六号

局 中 一 般

東京市内各稅務署

職員徽章佩用規程左ノ通定メ、二月一日ヨリ施行ス

明治四十三年一月二十七日

東京稅務監督局長

職員徽章佩用規程

第一条 稅務監督局員出張スルトキ、及稅務署員其ノ職務ニ從事スルトキハ、図式ニ定ムル徽章ヲ佩用スヘシ、其ノ昇庁並退庁ノ途中亦同シ、但シ左ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 間接國稅ノ検査ニ從事スルトキ

二 密偵事務ニ従事スルトキ

三 監督上其ノ他ノ必要ニ依リ稅務監督局長又ハ稅務署長ノ許可ヲ得タルトキ

第二條 徽章ハ洋服ノ左方見返シ鈕釦孔（外套モ亦同シ）ニ付着スヘシ、但シ堅襟ノ洋服又ハ和服ヲ着用シタルトキ

ハ何レモ左襟ニ付着スルモノトス

第三條 臨時雇員及嘱託員ハ外勤ノ場合ニ限り前各條ニ準シ徽章ヲ佩用スヘシ

第四條 退職又ハ転勤シタルトキ若クハ間接國稅検査官吏ヲ命セラレタルトキハ、遲滞ナク徽章ヲ返納スヘシ

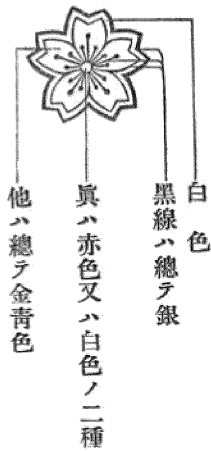
第五條 東京市外各稅務署及其ノ管内出張中ニ在リテハ、当分此ノ規程ニ依ルノ限ニ在ラス

（圖式）

櫻花 大サ曲尺徑六分

地質 銀ニ七寶ヲ嵌入スルコト圖ノ如シ

徽章ノ圖



（平11 東京 48）



## 大臣「桂太郎」ノ訓示

諸君 本大臣ハ昨春初メテ諸君ト相會シ政務ニ関スル所信ノ概要ヲ披陳シテ諸君ノ注意ヲ請ヒタリシカ、爾來諸君ハ精勵職ニ從ヒ本大臣ノ方針トスル所ヲ實行シ敢テ違算ナカリシハ本大臣ノ満足スル所ナリ、今ヤ明治四十三年度予算實行ノ期ニ入ルノ初ニ當リ、茲ニ再ヒ諸君ヲ會シテ本大臣ノ希望ヲ述フル所以ノモノハ、重要ナル稅務行政ノ局ニ當ル諸君ノ責任益々重キヲ加ヘタルモノアレハナリ

明治四十三年度ノ予算ヲ編成スルニ當リテハ、政府ハ固ク前年度ニ定メタル財政方針ヲ守リ、更ニ進テ適實ニ之ヲ實行シ、以テ漸次至難ナル戰後財政整理ノ事業ヲ完了セシメト期シ、第一ニ稅制ヲ整理シテ國民負擔ノ衡平ヲ計リ、第二ニ行政ヲ整理シテ政費ノ節約ヲ計ルト同時ニ、官吏ノ俸給ヲ増加シ以テ適材ヲ適所ニ任シテ政務ノ振興ヲ期シ、第三ニ國債整理基金繰入額ヲ増加シ以テ國債ノ償還ヲ便ニシ、併セテ國家ノ信用ヲ高ムルノ計畫ヲ立テ、幸ニ帝國議會ノ協贊ヲ得タリ

以上、諸般ノ財政計畫中最重要ナル稅制ノ整理ニ付テハ、特ニ諸君ノ注意ヲ促ササルヲ得ス、戰後國勢ノ發展ハ極メテ著大ナルヲ以テ、國民ノ負擔力戰前ニ比較シテ増加セサルヲ得サルハ固ヨリ免カレサル所ナリト雖、戰時慳儉ノ際成ルヘク簡便ノ方法ニ依リ急速ニ增稅ヲ行フカ為制定セラレタル各種稅法ノ下ニ於テハ、自ラ負擔ニ衡平ヲ失スルモノナキヲ得ス、加之戰後ニ於ケル諸般經濟事情ノ變遷ニ伴ヒ、稅制ニ改廢ヲ要スルモノ少シトセス、是レ稅制整理ノ必要ナル所以ニシテ、諸君モ知ラルルカ如ク政府ハ再三稅制各般ノ調査ヲ重ネ、國民ノ負擔ニ偏重偏輕ノ弊ナカラシメンコトヲ期シタリ、然レトモ稅制ノ整理ヲシテ國民ノ期待ニ一致セシメントセハ相當ノ財源ヲ要スルヲ以テ、一時

ニ全般ニ亘リ理想的ノ整理ヲ遂クルハ財政ノ許ササル所トス、故ニ政府ノ計画ハ財源ノ許ス限リニ於テ序ヲ逐フテ整理ノ目的ヲ達セムトスルニ在リ、今回議會ノ協賛ヲ得タル所ノモノハ、一般ニ認メテ以テ最モ急トシタル所ニ係リ、其残レル所ハ尚充分ノ調査ヲ遂テ適當ノ成案ヲ得テ、更ニ議會ノ協賛ヲ請ハントス

宅地ノ地価ヲ修正シテ賦租ノ均衡ヲ得セシムルハ、政府ニ於テ夙ニ其ノ必要ヲ認メ再三法案ヲ議會ニ提出シタリシカ、今回遂ニ其協賛ヲ得タルハ多年ノ宿題ヲ解決シタルモノニシテ、數年來諸君カ非常ノ熱心ヲ以テ其ノ準備調査ニ尽力セラレタルノ勞ニ對シテハ、本大臣ノ多謝スル所ナリ、惟フニ宅地々々修正ノ事業ハ根底ヨリ課税ノ基礎ヲ改メ、一地一筆ヨリ之ヲ全国ニ及ホシ、各地ノ權衡ヲ得セシメントスルモノニシテ、實ニ改租以降ノ大事業ト謂フヘク、而カモ其ノ修正ノ適否ハ國民永遠ノ利害ニ關シ當局ノ責任至大ナルヲ以テ、諸君ハ非常ノ覺悟ト精勵トヲ以テ之ニ從事シ、能ク部下ヲ督勵シテ之カ適実ナル実施ヲ期シ、慎重且敏速ニ事業ノ完結ニ勵メラレシコトヲ望ム

營業稅所得稅ノ調査及間稅ノ檢査ニ關シ往々苛察ヲ訴フル者アルハ、本大臣ノ甚タ遺憾トスル所ナリ、是レ或ハ租稅ノ負擔輕カラサルカ為些末ノ事故モ忽チ非難ノ声ヲ大ナラシムルモノナルヘシト雖、稅務當局ノ意ヲ用ユヘキ所ニシテ、未タ足ラサルモノ亦全ク之レ無シトセサルヘシ、既ニ反覆訓示シタルカ如ク、稅務官吏ハ平素人民ニ接スルニ言語動作ヲ慎ミ懇篤理義ノ在ル所ヲ明ニシ、賦課ニ粗密ノ偏ナク寬嚴其宜ニ適ヒ、人民ヲシテ安シテ納稅義務ニ服セシムルコトヲ努メサルヘカラス、殊ニ注意ヲ要スルハ課稅物件其他ニ關シ認定ヲ為ス場合はナリ、徵稅ノ事法規ノ命スル所ニ依リ時ニ認定ヲ為スノ必要アルハ勿論ナリト雖、其ノ之ヲ為ス或ハ極端ニ馳セ若ハ公正ヲ得サルトキハ、忽チ賦課ノ公平ヲ失シ物議ノ因ヲ為スニ至ルヘシ、議會ニ於テ宅地々々修正法ニ訴願及訴訟ノ途ヲ開キタルカ如キ、營業稅法ニ審査委員會ノ制度ヲ拈メタルカ如キ、又織物消費稅法ニ收稅官吏ノ尋問ニ對シ虛偽ノ答弁ヲ為シタル場合ニ於ケル制裁ヲ削リタルカ如キ、其ノ意ノ存スル所ヲ推知スルニ足ルヘシ、稅務當局ハ能ク此ノ點ニ省ミ周到ノ用意ヲ以

テ事ニ当ルヲ要ス

織物消費税法ニ付テハ、昨年来大ニ其ノ取扱方ヲ改善シ、其ノ施行漸ク調熟スルニ至リタルハ喜フヘシト雖モ、本税ノ施行ハ動モスレハ手数煩雜ノ為ニ当局業者ノ苦情ヲ招キ、延イテ租税自体ノ得失ヲ疑ハシムルノ虞アルヲ以テ、益々其取扱ニ注意シ円満ナル施行ヲ見ルヲ努ムヘシ

要スルニ税制ノ整理ハ大部分其ノ一段落ヲ告ケタリト雖、其ノ目的ヲ達シ国民ノ負担ヲ和ケ賦課ニ厚薄ノ偏ナカラシムルハ、一ニ實際ノ施行其ノ宜キヲ得ルヤ否ヤニ在リ、而シテ国民ノ負担ハ尚未タ輕シト為ササルヲ以テ、脱税又ハ滯納ノ弊ヲ矯正シテ納税義務ノ重ンスヘキヲ知ラシメ、能ク徴税ノ目的ヲ達スルト同時ニ、税源ノ涵養ヲ計リ國家ノ徴稅權ト國民ノ納稅義務トノ円満ナル調節ヲ期セラレンコトヲ望ム

昨年十一月稅務官署ノ官制ヲ改正シ、稅務監督局長及稅務署長ノ地位ヲ高メ、稅務監督局及稅務署ノ廢合ヲ行ヒタル趣旨ハ、其ノ當時諸君ニ訓示シタルカ如ク、經費ヲ節約スルト同時ニ稅務官吏ノ待遇ヲ厚ウシ、且事務ノ簡捷統一ヲ図ルニ在リ、今ヤ一般官吏ノ増俸成立スルト共ニ官吏ノ責務一層ノ重キヲ加ヘ、殊ニ稅務官吏ニ於テ其ノ然ルヲ見ルカ故ニ、諸君ハ才能ヲ擧ケテ責任ヲ重ンセシムルコトニ注意シ、能ク部下ヲ督勵シテ官紀ノ振肅ト事務ノ進捗ヲ計リ、清廉身ヲ持シ精勵事ニ当ラシメ、以テ官制改正ノ趣旨ヲ完ウスルコトヲ期セラルヘシ

以上ハ稅務行政ニ関スル大体ノ訓示ニ過キス、言簡ナリト雖、諸君ハ克ク其ノ趣旨ノ存スル所ヲ察シカメテ其ノ実行ヲ期セラルルコトヲ要ス、若夫レ詳細ナル事務上ノ諮問又ハ協議ヲ要スヘキ事項ニ付テハ、主務局ヲシテ提案セシムヘキヲ以テ、慎重審議稅務ノ執行ヲシテ時局ニ適応シ完全ナル成績ヲ擧クルニ努力セラレンコトヲ望ム

- 一 稅務ノ取扱ニ付テハ官民共既ニ慣熟シ田滿ニ行ハレ居ルモノハ、縦令法令解釈上多少遺憾ノ点アルモ、妄リニ先例ヲ變更シ納稅者ニ動搖ヲ生セシメサルコトニ注意スルコト
- 二 法人ノ所得ヲ決定スルニ当リ、其ノ財産価格ヲ時価ヨリ低下セルモノニ對シ嚴シク引上ヲ為ス向アリト聞ケリ、元來注意深キ会社ニ於テ会社財産ノ基礎ヲ鞏固ニシテ其ノ信用ヲ高メ、以テ經濟界不時ノ變動ニ備フルカ為、財産価格ヲ低価ニ見積ルハ寧ロ喜フヘキ事柄ナルニ拘ラス、脱稅ノ惡意ナキ者ニ對シ妄ニ其ノ見積価格ヲ引上クルハ不穩当ナルヲ以テ、善ク其ノ正邪ヲ甄別スルニ注意スルコト
- 三 課稅物件又ハ課稅標準ノ認定ニシテ根拠ナク又ハ事實ニ反スルトキハ、當ニ公平ヲ失スルノミナラス納稅者ノ反感ヲ惹起スルヲ以テ、認定ヲ為スニ當リテハ最モ慎重ニ調査シ適當ナル處理ヲ為スコト
- 四 宅地地価修正ニ依ル賃貸価格ハ既ニ數回ノ調査ヲ遂ケ比較的正確ト認ムヘキ資料ヲ得タリト雖、今回實施調査ニ當リテハ是等準備調査ノ資料ニ拘束セラルルコトナク、根本的ノ改調ヲ為スノ覺悟ヲ以テ從事スルコト
- 五 昨年官制改正後稅務監督局ノ區域拡大シタルヲ以テ、部下ノ監督ニハ一層ノ注意ヲ加ヘ遺憾ナキヲ期スルコト
- 六 局長管内ヲ巡視シ又ハ監督ノ為出張スルトキハ、單ニ内部事務ノ視察ヲ為スニ止メス、民間納稅者ノ意見ヲ聴取シ、以テ參考ニ供スルコト
- 七 稅務署合併ノ結果、従前ニ比シ人民ノ不便トスル処多カルヘキヲ以テ、勗メテ事務取扱ノ簡捷ヲ期スルコト
- 八 繁文褥札ヲ除去スルカ為ニハ、先ツ往復其他ノ文書ノ言辭ヲ簡明ナラシムルヲ要スルカ故ニ、各局宜シク其ノ文例ヲ定メ一般部下ヲシテ之ニ慣熟セシムルコト

#### 諮問事項

第一 宅地賃貸價格調査ニ關シ、左記事項ニ付意見ヲ開陳セラレンコトヲ望ム

イ 宅地地価修正準備トシテ明治四十一年七月一日現在ヲ基礎トシテ調査シタル宅地賃貸価格ハ、近時ノ実況ニ照シ適実ヲ得ルヤ否

ロ 宅地ノ編級ハ各地方ニ於テ粗密ノ差ナキヤ

ハ 田畑ノ地租率軽減ノ結果、宅地賃貸価格ニ影響アリトセハ其ノ程度

ニ 従来ニ於ケル宅地等級及賃貸価格調査ノ実績ニ鑑ミ得來新<sup>得カ</sup>ニ施設スヘキ事項

ホ 去ル三十九年回付ノ宅地地価修正実施順序案ノ定メタル宅地等級ノ最高、最低ノ範圍内ニ於テ、等級數ヲ増加スルノ要ナキヤ

本問ニ入ルニ先チ主税局長ヨリ法律實施ニ関スル注意トシテ左ノ趣旨ヲ演述シタリ

一 宅地ノ賃貸價格ハ既ニ數次ノ調査ヲ重ネ稍適実ヲ得ルニ至リタルヲ以テ、茲ニ新ニ調査ヲ為スモ特殊ナル事由ノ存セサル限りハ、府県郡市ノ平均賃貸價格又ハ増減租ノ割合ニ大ナル異動ヲ生スルカ如キコトナカルヘキモ、若シ大ナル異動ヲ生スルカ如キ場合ニ於テハ特ニ慎重調査ヲ為スヘキコト

二 宅地地価修正ニ対スル經費予算ノ少額ナルハ本省ニ於テモ之ヲ認ムル処ナルモ、沿革上其ノ他種々ノ理由ニ依リ之ヨリ多キヲ望ム能ハサリシナリ、故ニ成ルヘク節約ヲ勉メ予算ノ範圍内ニ於テ適當ニ按排經理シ、以テ事業ヲ完了スルノ覺悟アルヘキコト

三 稅務署ノ調査ハ最慎重正確ナラシメ、以テ調査會ノ審議ヲシテ時日ヲ遷延セシメサルコトニ予メ注意スルコト  
四 經費ノ使用ハ翌年度ニ繰越スコトヲ得ル明許ヲ得タルモ、是レ万一ノ場合ヲ予想セルモノナルカ故ニ、努メテ適実ノ計画ヲ立テ、成ルヘク年度内事業ノ完成ヲ期スヘキコト

五 調査従事員ハ局署トモ專担員ヲ定メ、以テ調査ノ系統ヲ正シ事務ノ進捗ヲ図ルコト、例令稅務署ニ於テ之ヲ實

行スルコト能ハサル場合アリトスルモ、局ニ在リテハ必ス之ヲ勵行スルコト

六 修正地租方現在地租ニ対シ増加スルトキハ按分低減スヘキ規定ナルヲ以テ、実施上予メ注意シテ成ルヘク其ノ複雑ナル手数ノ実現ヲ避ケンコトヲ期シ、調査ハ各局其ノ歩調ヲ一ニシ本省ニ於ケル統一ヲシテ便ナラシムルコト

七 賃貸価格調査及報告等ノ期限ニ付実施順序ニ何等ノ規定ナキハ、臨機適実ノ期日ヲ指定セムトスルニ外ナラサルカ故ニ、今後指定ノ期限ハ厳正ニ之ヲ確守スルコト

八 従来各局ヨリ提出ニ係ル調査中ニハ往々甚シキ誤謬違算ナキニアラス、斯クテハ全体ノ上ニ非常ナル影響ヲ生スヘキカ故ニ今後特ニ注意スルコト

本問ニ付テハ各局長ヨリ各地ノ実況ニ応シ夫々意見陳述アリ、之ヲ綜合スレハ大要左ノ如シ

(イ) 鉄道線路ノ貫通、港湾ノ修築、市区改正等ノ為メ近時ノ実況ニ照シ適応セサル箇所アルモ大体格別ノ差ナシ

(ロ) 地方ニ依リ粗密ノ差アルコトハ事実ナリ、此ノ点ニ付テハ是非トモ一致ヲ要ス

(ハ) 影響ナシ

(ニ) 編級ニ於ケル粗密ノ差ヲ是正シ、又最高最低ノ中間等級ニ於テ不權衡ノモノナキヤ否精査ヲ要スル等、施設ヲ要スヘキ細目ハ多々アリ

(ホ) 等級増加ノ要アリ、主税局提示ノ等級ヲ可ト認ム、又三錢乃至五錢ノ範圍ニ該当スル等級ニ於テ、其ノ数ヲ増加スルノ主張ヲ為シタル向アリシカ、之ヲ要セサルコトニ決定セリ

## 第二 宅地地図調製ノ現況及将来ノ見込如何

本問ニ対シテハ、従来ノ地図不完全ニシテ実地ニ符号セサル地方アリ、是等ハ此ノ際適當ノ方法ヲ以テ夫々改調ス

ルノ計画ヲ立テタリトノ陳述多ク、又乙図ノ調製ハ集團地百戸内外ヲ以テ標準トシ、其ノ以下ノ場所ニ在リテハ之ヲ省略セントスルノ希望ヲ提出セル者アリ、主税局長之ニ同意シタリ

### 第三 宅地ニ関スル異動地整理ノ実況如何

宅地ニ関スル異動地ノ整理ハ大部分既ニ結了シ、尙一部分未了ノモノアリト雖、総テ近日中ニ完了スヘシ、而シテ彼ノ無届交換ニ係ルモノニ在リテハ精々整理ヲ怠ラサルモ、其ノ数多キヲ以テ多少遺漏アルハ免レサル所ナリト雖、此ノ際完全ヲ期スルコトハ不能ナルヲ以テ、洩レタルモノハ追テ整理スヘシトノ説ニ一致シタリ

### 第四 土地異動ノ申告ニ期限ヲ定メ、之ニ違フトキハ制裁ヲ加フルコトニ改正スルノ可否如何

土地異動ノ申告ハ後レ勝ナルヲ以テ、相当期限ヲ定メ之ニ違フトキハ制裁ヲ加フル規定ヲ設クルノ必要アリトノ説ト、直税法規違犯者ニ対シテハ従来法規ヲ励行セサル如キ状態ナルヲ以テ、強テ制裁ヲ設クルノ必要ナシトノ説トアリテ、何レモ賛成者アリシモ結局ハ前説ニ決定シタリ

### 第五 所得調査ノ状況如何

#### イ 信用貸金調査ノ方法

ロ 米価ハ収穫時期ノ平均ニ依リ計算スルノ可否

ハ 前年度調査ノ状況及本年度調査ノ方針

ニ 所得税調査上取扱ヲ一定スヘキ事項

(イ) 負担ノ権衡ヲ期スル上ニ於テ信用貸金ヲ調査スルハ寔ニ必要ナルモ之カ良法ナク、或地方ニ在リテハ所得調査委員公ニ於テ認定賦課セルモノアルモ、行政訴訟ニ於テハ常ニ敗訴スルヲ以テ、可成確實ノ基礎ノ上ニ決定ノ要アリトノ説多ク、意見交換ノ結果各局ニ於テ臨機適実ノ良法ヲ講スヘキハ勿論ナルモ、二三ノ局ニ於

テ実行シツツアル納稅義務者ト認ムル者ニ対シ問答書ヲ發スルコトノ如キ、其ノ一方法ナリト為セリ  
(ロ) 収獲時期ノ一ヶ月又ハ前後數ヶ月ノ平均ニ依リ計算スルヲ可トスルトノ意見アリシモ、昨年来一年十二箇月ノ平均ニ依ルヘキコトニ各局ノ取扱ヲ一定シタルモノナルヲ以テ、追テ更ニ講究スルコトトシ、四十三年分所得ニ付テハ現行通取扱フコトニ決シタリ

(ハ) 前年度調査ノ狀況ニ付テハ、從來ノ不權衡ヲ匡正スルノ趣旨ヲ以テ進行セリト云ヘルニ二ノ意見アリシモ、本件ハ既ニ書面報告ノアルヲ以テ詳細陳述ハ之ヲ省カシメタリ、而シテ本年度調査ノ方針ニ關シテハ宅地地價修正ノ如キ大事業アリテ非常ニ困難ヲ感スヘキモ、前年来ノ方針ヲ繼續シ銳意正確ナル資料ヲ蒐集シ、負擔ノ權衡ヲ図ルコトニ努ムヘシト陳述セル向多シ

(ニ) 本項ニ付テハ協議事項ト共ニ審議スルコトナレリ  
主稅局長ヨリ近來世上所得稅及營業稅等ノ賦課ニ對シ苛察誅求ノ非難多キハ、一ハ租稅ノ負擔輕カラサルニ因ルヘシト雖、亦稅務官吏ト納稅者其ノ他トノ間ニ意思ノ疎通ヲ欠クニ因ルモノアルヘシ、故ニ稅務官吏ハ地方官衙公署ハ勿論、納稅者ニモ努メテ接觸ノ機會ヲ求メ意見ノ交換ヲ為シ、稅務官吏ヲシテ孤立ノ地位ニ陥ラシメサル様一層ノ注意ヲ望ム旨演述アリタリ

## 第六 營業稅調査ノ狀況如何

イ 建物賃貸價格調査ノ狀況

ロ 稅法施行上改善ヲ加ヘタル事項

(イ) 建物賃貸價格調査ノ狀況ニ付テハ、特ニ其ノ計算ノ範圍及方法ニ關シテ陳述アリタリ、其ノ要ハ計算ノ範圍ニ付テハ曩ノ主稅局通牒ノ趣旨ニ依リ、(取 扱)例令同一区域内ニアル建物ト雖、其ノ營業用ニ全然使用セサルモノ



ハ課税標準ニ算入セサルコトニ漸次其ノ取扱方ヲ一定スル方針ヲ採リ、今ヤ其ノ大部分ハ整理ヲ終リ、又計算方法ニ付テハ營業税法ノ規定ニ依ルヘキハ勿論ナルモ、權衡ヲ維持スル必要上時価ニ依リ又ハ標準率ニ依リ計算シタル事例アル旨ノ陳述アリタリ

(ロ) 本項ニ付テハ積極的及消極的の両面ニ互リ整理の方針ヲ以テ各種調査ヲ遂行シタリトシテ、其ノ施設事項ニ関シ陳述スル所アリシモ、本件ハ既ニ書面報告ノアリタルヲ以テ、其ノ詳細ノ陳述ハ之ヲ省カレタリ、中ニ就キ各地ノ權衡ヲ維持セシムル具トシテ百戸以上ノ集團地ノ略図ヲ作り、之ニ等級及坪当ノ單価ヲ記入シ之ニ依リ權衡ヲ調査スル方法ヲ設ケタリト陳述セルモノアリタリ

主税局長ハ營業税ノ施行等ニ関シ左ノ趣旨ヲ演述シタリ

一 營業税ノ施行ニ付各局共ニ整理ノ方針ヲ採ラレツツアルハ喜フヘシ、然ルニ動モスレハ前年ノ調査額ヲ維持セントシテ是正ヲ要スヘキモノヲ後年ニ延ハスト云フカ如キ弊ナシトセス、其ノ弊ナカラシムルコトヲ期スルコト

一 税制整理ニ依リ税率ヲ低減スルモ、執行官吏ニ於テ手心ヲ為ストキハ實際ノ負担ヲ輕減スルニ至ラサルヘシトノ批難議會ニ於テ行ハレタリ、税制整理ノ実ヲ挙クルコトニ注意アリタキコト

第七 營業税法施行規則ヲ別紙ノ通改正セントス、之ニ対スル意見如何

(別紙)

營業税法施行規則中改正案

營業税法施行規則中左ノ通改正ス

第二条ニ左ノ一項ヲ加フ

前項但書ノ場合ニ於テ其ノ營業ノ幾部ヲ讓渡シ、又ハ廢業ヲ為シタル等ニ依リ課税標準ノ共通ヲ廢止シタルト

キハ、其ノ翌年ヨリ課税標準ヲ改算スヘシ

第五條中「保險責任準備金」ヲ「保險責任準備金及保險支払備金」ニ改ム

第六條ノ一 合資会社ニ於テ課税標準トナスヘキ資本金額ハ、前年中各月末ニ於ケル出資金額、名義ノ何タルヲ

問ハス各種ノ積立金額、其ノ他積立金ノ性質ヲ有スル資産金額及借入金額トシ、月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス

第七條ノ一 合名会社ニ於テ課税標準トナスヘキ資本金額ハ、前年中各月末ニ於ケル出資金額、名義ノ何タルヲ

問ハス各種ノ積立金額、其ノ他積立金ノ性質ヲ有スル資産金額及借入金額トシ、月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス

第八條ノ二 会社タルト個人タルトニ拘ラス、金錢貸付業及物品貸付業ノ課税標準ト為スヘキ運轉資本金額ハ、

他ヨリ借入レタルト否トヲ問ハス、前年中各月末ニ於ケル運轉資本ノ月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス、但シ物品貸

付業ノ貸付スヘキ物品ノ見積価格ハ之ヲ運轉資本ニ計算ス

第十八條中「稅務署長ヲ經由シテ稅務監督局長」ヲ「所轄稅務署長」ニ改ム

第十九條中「稅務監督局長」ヲ「稅務署長」ニ改ム

第二十條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ、特別ノ事由アリト認ムルトキハ、大藏大臣ハ之ヲ七人迄増加スルコトヲ得

第二十一條中「稅務監督局長」ヲ「稅務署長」ニ改ム

#### 附 則

本令ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

右施行規則案ハ何レモ適當ナル改正ニシテ、殊ニ第六條ノ一及第七條ノ一ノ如キハ各局トモ年来希望シタル所ニシテ、極メテ時弊ニ適シタル規定ナリトノ意見一致シ、其ノ他總テ原案ニ同意シタリ

主税局長ハ營業税法改正ノ趣旨、其ノ他ニ関シ左ノ通演述シタリ

一 船渠業ノ業名ヲ廢シタルハ、其ノ課税ヲ廢シタルニアラスシテ、之ヲ製造業又ハ船舶碇繫場業トシテ課税スルノ趣旨ナルコト

二 土木請負業及勞力請負業ヲ請負業ニ改メタルハ、其ノ請負業ノ範圍ヲ土木勞力ト限定スルトキハ、課税ノ公平ヲ期スル能ハサルヲ以テ、之ヲ拡張シタルモノナルコト

三 公ナル周旋業ヲ周旋業ト改メタルハ、単ニ文字ノ整理ニ過サルコト

四 代弁業及仲買業ヲ代理業及問屋業ト改メタルハ、主トシテ商法ノ規定ニ準シタルモノニシテ、精密ナル解釈シテハ幾分其ノ範圍ニ変更アルヘシト雖、實際ノ課税上ニ於テハ從來ノ例ニ依ルコトトシ、解釈上穩当ナラストシ、今後新ニ課税シ又ハ免税スヘキ場合アルトキハ、其ノ都度本省ニ稟議スヘキコト

五 器物、器械ノ修理ヲ物品ノ修理ト改メタルハ、船渠業ノ一部ヲ製造業トシテ課税スヘキコトトナリタルヲ以テ、其ノ範圍ヲ拡張シタルモノナルコト

六 洗濯業ハ從來製造業トシテ課税シタルモ、今後ハ之ヲ請負業トシテ課税スルコトト為シタルコト

七 穀物ヲ精白搗碎スルモノハ從來製造業トシテ課税シタルモ、今後ハ他人ノ依頼ニ応シ賃金ヲ得テ為スモノハ之ヲ請負業トシ課税スヘキコト、但シ穀物ヲ精白搗碎シ之ヲ販売スルモノハ製造業トシテ課税スヘキハ勿論トス

八 十五歳未満ノ従業者ニ対シ新ニ税率半減トナリタルヲ以テ、其ノ取扱ニ幾分ノ手数を要スヘキモ、年齢ノ区分ハ可成營業者ノ申告ニ依ルノ方針ヲ採ルヘキコト

九 従業者ハ前年ニ於ケル最多數ノトキニ依ルノ規定ナルモ、祭日其ノ他臨時多忙ノ際ニ一時ノ手伝ヲ為ス者ノ如キハ之ヲ算入セサルコトニ注意スルコト

一〇 卸売小売ノ区分ニ付テハ從來議論アル所ナルモ、曩ニ主税局通牒ノ如ク同業者ニ売渡シタルモノ、製造原料トシテ売渡シタルモノ、及ヒ競争契約ニ依リ売渡シタルモノノ如キハ、總テ之ヲ卸売トシテ取扱フコト

一一 議會ニ於テ營業税法第十八条ノ改正ヲ否決シタルハ、間接ニモ營業ニ使用セサル土地家屋ヲ營業用トシテ計算スルモ苦シカラストノ趣意ニ出テタルモノニアラサルヲ以テ、前述ノ如ク全然營業用ニ使用セサルモノハ之ヲ除外スルコト

一二 新聞社ニシテ物品ノ販売、取次、周旋等ヲ為ス者アリ、議會ニ於テモ問題トナリタルコトアリ、各其ノ業態ニ応シ課税ノ取扱ヲ為シ、他ト權衡ヲ失セサルコトニ注意スルコト

#### 第八 間税ノ取締、其ノ他ニ関シ新ニ施設セラレタル事項

間税ノ取締トシテハ前年來実行シタル特別監視制度ノ完備發達ヲ図リ、而シテ營業者特ニ酒類製造業者ニ對シテハ、本人家族雇人ノ性行及從來ノ事蹟等ニ鑑ミ、其ノ正否ヲ鑑別シテ甲乙丙等ノ等差ヲ付シ、各級其ノ取締ニ寛嚴ヲ為シタルヲ以テ、大ニ當業者ノ自省ヲ促シ漸次犯則數ヲ減少スルニ至レリ、又税源ノ涵養トシテ酒造ノ如キハ特ニ各地ニ試釀所ヲ設ケシメ、技師及技手ヲ派シテ之カ指導ニ任セシムルト共ニ、隨時當業者ヲ集メ釀造ノ講話ヲ為サシムルノ方法ヲ採リタルニ、其ノ効果顯著ニシテ単ニ酒造ノ改良生産ノ發達ニ効果アルノミナラス、當業者ヲ善導シテ犯則等ノ不正行為ヲ矯正スルノ効果アルヲ以テ、今後一層ノ尽力ヲ為スヘシトハ各局長ノ陳述スル所ナリ

#### 第九 四十二酒造年度ニ於ケル酒造ノ状況如何

本年度ノ酒造ハ例ニ依リ之カ奨励指導ニ努メタルモ、前年米価ノ下落其ノ他經濟界一般ノ不景氣ハ、酒類ノ購買力ヲ減退セシメ持越酒多量ナリシト、氣候ノ不順ハ比較的多量ノ腐敗酒ヲ生シタルトニ因リ、概シテ前年度ヨリ一分乃至一割方ノ減少ヲ見ルヘキ状況ナリ、而シテ之ヲ綜合スルトキハ清酒査定高四百万石ヲ下ラサルヘク、予算額以

上ノ収入ヲ得ヘキカ如シ

主税局長ハ一般經濟界ノ不振ニ拘ラス増税ノ影響ヲ受クルコトモ少クシテ酒造ノ好況ナルハ、主トシテ稅務当局ノ  
検査監督ノ執行、稅源涵養ノ奨励共ニ機宜ニ適セルモノアルニ因ルヲ信セラルヲ以テ、益其ノ努力ヲ希望スル旨  
ヲ演述シ、次テ又「サルチル」酸使用期間延長ニ對スル本年內務省令第二号ハ公布セラレタルモ、今後更ニ其ノ使  
用期間ヲ延長スルカ如キハ至難ナルヘキニ依リ、各局ニ於テハ便宜當業者ニ對シ資本ノ合同ヲ奨励シ、又ハ製造場  
ノ設備ヲ完全ナラシメ、酒類ノ製造及保存方法ノ改善ニ関シ進テ攻究セシムル様尽力アランコトヲ希望スル旨演述  
セリ

第十 取扱方改善後ニ於ケル織物消費稅法施行ノ狀況如何

イ 課稅範圍ニ付不權衡ノモノナキヤ

ロ 課稅標準價格ニ依ル査定ノ成蹟

ハ 織物移出承認省略及事前承認取扱ノ便否

ニ 現品査定ノ手續ヲ省略スル取扱ノ便否

ホ 納稅済簿証印ノ押捺ヲ繼續執行シタルモノアレハ、其ノ之ヲ執行シタル利害

ヘ 輸出織物ノ取扱ニ對スル當業者ノ意向

(イ) 織巾三寸以上ノ髮掛地、縦ニ綿糸ヲ織ミタル経木織、藤布、葛布、豆腐濾ノ織物等ノ如キハ從來課稅ノ取  
扱ヲ為シ來リシモ、中ニハ穩當ヲ欠クモノナキニアラス、其ノ他端切物及断チ落シ屑ノ如キハ各局ノ取扱一  
定セサルモノアルヲ以テ、各局ヨリ之ニ類スル織物ノ見本ヲ主稅局ニ提出シ、主稅局ニ於テ調査スルコトニ  
決定セリ

(ロ) 課税標準価格ニ依ル査定方法ハ、特殊ノ事情ヲ有スル地方ニ在リテハ未タ之ヲ実行スルニ至ラサルモ、其ノ他ノ地方ニ在リテハ之ヲ実行シ、其ノ成績總テ良好ニシテ円満ニ施行ヲ見ツツアリト云フ

(ハ) 脱税ノ弊ヲ伴フ虞ナキニアラサルモ、当業者ニ取リテハ最モ便利トスル所ナルヲ以テ、取締ニ注意スルト同時ニ、成ルヘク其ノ便利ヲ与フルヲ可トスト云フニ帰セリ

(ニ) 新ニ現品査定ノ手續ヲ省略スル取扱ヲ為セルモノ小シ、元來此ノ方法ハ多少脱税ノ弊ヲ伴フヘシト雖、前年ノ中合ニ係ルモノノ如キハ官民共ニ便利トスル所ナルヲ以テ之ヲ施行スルヲ可トス、殊ニ信用アル会社ニ對シテハ此ノ方法ヲ試ムルモ然ヘシト云フニ決セリ

(ホ) 押捺ヲ繼續スル向多シ、而シテ之ヲ繼續執行スルハ当業者ニ於テ之ヲ希望スルモノアルト、取締上ノ便利ヲ認ムルトニ因ル陳述アリ

(ハ) 当業者ハ取扱方ニ満足シ執行至極円滑ナリト云フ

主税局長ヨリ織物消費税法ニ印紙納税ノ規定ヲ存シタルハ、特殊ナル地方ニ於テ現ニ執行セル方法ヲ認メントスルニ在リテ、更ニ之ヲ拡張セントスル趣旨ニアラストシテ、現ニ印紙納税ノ行ハルル地方ニ付各局ノ狀況ヲ徴シタルニ、各局ノ陳述スル所左ノ如シ

東京局、千葉県ノ山奥

京都局、丹後ノ或ル地方

大阪局、札幌局、秋田局、仙台局、熊本局ナシ

宇都宮局、群馬県多度郡ノ山奥

丸亀局、鹿児島局、長野局現今ナシト雖、將來不便ノ処ニ行フ計画ナリ

名古屋局、高山ニアリシカ昨今ナシ

広島局、元松江局管内ノ地方

第十一 織物標準価格等級設定方法中、左ノ各項ニ付各局ノ取扱ヲ一定ナラシムルノ可否如何

イ 織物ノ種類ヲ絹織物、綿織物、麻織物、絹綿交織、絹麻交織物、綿麻交織物、綿毛交織物、絹綿毛交織物、綿麻毛交織物、其ノ他ノ織物（毛織物ヲ除ク）ノ十一種ニ區別シ、尚此ノ種類別ニ各其ノ所属織物ノ品目毎ニ織物ノ組織、柄合、箆ノ密度、原料糸ノ種類及其ノ使用ノ重量、染料ノ種類及染色ノ濃淡、糊ノ種類及其ノ使用重量、増量ノ程度、織物ノ長、巾及重量等ヲ基礎トシテ等級ヲ定メ、概括的ニ其ノ適用範圍ヲ示スコト

ロ 毎等級ノ間差ハ最高価格ノ百分ノ五内外ヲ目安トスルモ、必スシモ之カ均一ヲ要セサルコト

ハ 標準価格ハ一品目ヲ通シテ五分以上ノ減差、又ハ一割以上ノ増差ヲ生シタルトキニ限り変更スルコト、但シ事情已ヲ得サル場合ニ於テハ、一部分ノ變動（五分以上ニ減差又ハ一割以上ノ増差アル場合ニ限ル）ニ對シ變更ヲ加フルモ妨ナキコト

ニ 前項ニ依リ一部分ノ価格ヲ變更スル場合ニ於テハ、他ノ部分トノ權衡ヲ調査シ、他ノ部分ヲモ變更スルノ必要アリト認ムルトキハ相当之ヲ變更スルコト

本問ニ付テハ何等ノ異論ナク全部原案ヲ可トセリ、但シ本決議ノ結果各局現行ノ取扱ニシテ改ムヘキモノハ、相当ノ時機ヲ見テ之ヲ行フヘキモノトセリ

第十二 官制改正後ニ於ケル稅務行政ノ狀況如何

イ 事務ノ取扱ニ改善ヲ加ヘタル重ナル事項

ロ 局署廃合ノ結果、稅務ノ執行ニ何等ノ支障ヲ來スコトナキヤ

ハ 局署ノ廢合ニ對スル納稅者ノ感想及實際上ノ便否

ニ 金庫ノ増設ヲ必要トスルモノナキヤ

(イ) 曩ニ事務簡捷取扱手續調査ノ照會ニ對スル各局ノ報告以外格別重要ナル事項ナシト云フニ在リ、依テ主稅局ニ於テ該報告中ヨリ参照トナルヘキ事項ヲ取纏メ、各局ヘ送付スルコトトセリ

(ロ) 施行ノ際多少ノ不便ヲ免レスト思料セシモ、其ノ後ノ狀況ニ依レハ實際上何等支障ト認ムルモノナシ、最モ納稅者ニ於テハ稅務署ヲ廢止スルトキハ、追テ金庫モ廢止セラルルモノト臆測シ不便ヲ訴フル者ト、其ノ所在地ノ盛衰上ヨリ不便ナリト謂フ者ナキニ非スト雖、大体平穩ナリ

(ニ) 稅務署ノ所在地ニシテ從來金庫ノ設ナキ箇所、又ハ稅務署ノ廢止セラレタル地方ニシテ重要ノ箇所ニハ、金庫又ハ其ノ派出所ヲ設ケラレタシトノ希望多ク、主稅局ヨリ理財局ニ交渉スルコトニ決定セリ

主稅局長ハ本問ニ關シ左ノ通演述シタリ

一 行政整理官吏増俸後ニ於ケル各官庁ハ、共ニ競フテ其ノ成績ヲ挙クルコトニ努ムル実況ナルニ、特ニ稅務部内ノ行政整理ハ他ト其ノ趣ヲ異ニスルノミナラス、稅制整理ノ伴フアルヲ以テ一層其ノ面目ヲ改ムヘキコト

二 稅務署ハ民部ニ接觸スル官庁ナルヲ以テ、出來得ヘクンハ之ヲ減少セサルヲ可トス、然レトモ予定ノ經費ノ節約ヲ計ラントセハ多少ハ之ヲ犠牲ニ供セサルヘカラストシテ、茲ニ其ノ廢合ヲ行フコトナリタルモノニシテ、之ニ關シテハ当局ノ責任決シテ輕カラス、然ルニ是迄ノ經過ニ徴スレハ幸ニシテ官民共ニ格別支障ヲ感セサルカ如シト雖、尚一層注意シテ事務ノ簡捷ヲ図リ及人民ノ不便ヲ除クヘキコト

三 監督官補ニ對スル執務命令ノ範圍各局ニ於テ同一ナラス、或ハ專ラ部長トシテノ担任事務ニ從事セシメ、其ノ



他ノ事務ニハ殆ト全ク干与セシメサルモノアリ、或ハ広ク局務ノ全般ニ干与セシメ、却テ部長トシテノ担任事務ニ専ナル能ハサルモノアルカ如シ、各局必スシモ同一ナル能ハサル事情アルヘシト雖、部長トシテハ其ノ担任事務ニ専ナラシムルト同時ニ、重要事務ニ付テハ事前ニ合議シ、又ハ事後ニ閲覽セシムル等、局務ノ全般ニ通セシメ監督事務ニ支障ヲ生セサル様注意スヘキコト

### 第十三 稅務監督執行ノ程度

イ 一般監督執行ノ程度

ロ 特別監督ハ各部ノ事務ヲ周到ナルヲ得ルヤ

ハ 人事監督ニ関シ特ニ施設シタル事項

(イ) (ロ) 一般監督ハ年一回全部ノ事務ニ涉リ施行スルコトトナリ居ルモ、從來種々ノ事情ニ妨ケラレ全管内ニ涉ラス、又特別監督ハ必要ノ時々之ヲ執行シ各部事務ノ間ニ權衡ヲ失スルカ如キコトナシト謂フ

(ハ) 特ニ施設シタル事項トシテ陳述セル重ナルモノハ、署長秘録ヲ甲乙ニ区分シ、其ノ一冊ニ身分上ノコトヲ記載セシムルコト、新任ノ際誓約書又ハ身元保証書ヲ徴スルコト、俸給ノ一部ヲ蓄積セシムルコト等ナリ

本問ヲ終ルニ際シ、主税局長ヨリ左ノ趣旨ヲ演述セリ

一 一般監督ハ局長自ラ之ニ当リ、一年一回之カ執行ヲ期セラレタキコト

二 従来ニ比シ管轄区域拡大セルヲ以テ、事情ノ許ササル場合ニ於テハ監督官ヲシテ代理セシムルハ已ムヲ得サルヘキモ、監督官補ヲシテ代理セシムルハ然ルヘカラサルコト

三 監督官ノ為シタル一般監督ト雖、其ノ結果ニ関スル訓示注意ハ局長ヨリ發セラレタキコト

四 特別監督ハ動モスレハ沿革上ノ關係又ハ予算上ノ關係ニ依リ、間稅ノ事務ニ偏スル嫌ナキニアラサルモ、今日

ハ直税ノ監督モ極メテ必要ナルニ依リ、各部ノ事務ニ出来得ル限り衡平ヲ期スルコト

五 一般監督ハ事務ノ内外ニ涉リ一般ニ執行スヘキハ勿論ナルモ、其ノ及ハサル場合ニ於テハ事後監督ヲ主トスヘク、而シテ特別監督ハ成ルヘク事前ニ於テ実地ニ就テ執行スヘキコト

六 収税官吏ノ行為ニ付往々非難ノ声アルハ遺憾ナルヲ以テ、今回増俸ノ実行ニ依リ其ノ待遇ノ改良セラレタルヲ機トシ、益監督ヲ嚴ニシ、社会ヨリ其ノ行為ヲ非難セラルルカ如キコトナキ様注意アリタキコト

第十四 所得税、營業税、相続税ノ賦課額算定、誤謬訂正ニ因ル税金ノ追徴還付ニ関スル意見如何

イ 明治四十年五月十六日官房秘第一一七七号通牒ノ狀況、及之ヲ嚴正ニ実行スルノ可否

ロ 若シ嚴正ニ之ヲ実行スルヲ可否トセハ、誤謬算定ニ対シテ如何ナル処置ヲ取ルヲ可トスルヤ

一、二ノ局ヲ除クノ外、秘第一一七七号通牒ハ嚴正ニ実行セラレ在リ、而シテ追徴還付ハ不穩当ニシテ、且多クノ手數ヲ要スルトノ意見出テタルヲ以テ、所得税法施行規則第三十二条第二項ハ之ヲ別問題トシ、本諮問ニ付各局ノ意見ヲ交換シタルニ

第一説 現行通絶對ニ追徴還付スルコト

第二説 年度内ニ限り追徴還付スルコト

第三説 其ノ年分最終納期迄ハ追徴還付スルコト

以上、三説ヲ生シタルモ結局第一説ニ決定シ、施行規則第三十二条第二項ノ審議ニ付テハ主税局ニ於テ考案スルコトトナレリ

第十五 国税徴収方法改善ニ関スル意見如何

イ 地租ノ徴収ニ対シテ市町村交付金ヲ交付スルノ要否

ロ 振替貯金ニ依ル納税方法ヲ証達セシムルコトニ関スル意見

ハ 市町村国税徴収事務ヲ奨励スル方法

ニ 国税徴収法中改正ヲ要スル点

(イ) 地租徴収ノ事務ニ付テモ交付金ヲ与フルノ要アルヲ以テ、若シ新ニ歳出ヲ増加スル能ハサル事情アリトセハ、現交付金額ノ範囲内ニ於テ各種ノ税金ニ対シ衡平ニ分配交付スルヲ可トストノ説ト、理論ハ可ナルモ沿革上ノ理由及市財政ノ現況ヨリ之ニ反対スル説トアリシカ、結局前説多数ヲ占メタリ

(ロ) 大坂市ニ於ケル該制度ノ成績ノ報告アリ、次テ各局意見交換ノ結果、大都市ニ於テハ至極便利ナル制度ナルヲ以テ、可成之ヲ採用スルコトヲ勧誘スルコトトセリ

下村郵便貯金局長出席シテ振替貯金ニ関スル演述ヲ為シタリ、其ノ要点ヲ掲ケレハ左ノ如シ

一 振替貯金ニ依ル納税ハ官民双方ノ便利トナリ、併セテ間接ニ納税者ノ負担ヲ減スルコトナルヲ以テ、租税政策上ヨリ見ルモ推奨スヘキモノナルコト

二 国税及府県税市町村税ニ至ルマテ総テ郵便局ニ於テ徴収スルコトトナレハ、公衆ノ時ト勢力ヲ節約スルコト〔下〕

一層多カルヘキコト

三 大阪市ノ成績ハ何分草創ノコト故一般ノ取扱方円熟セス、従テ結果良好ナラサリシカ、今日ハ納税者ノ六割強ハ郵便局ヲ利用スルニ至リタルコト

四 市以外ノ町村ニ約七千ノ郵便局アリ、町村ノ数約一万二千余アルヲ以テ、二町村ニ一ヶ所ノ郵便局アル訳ナルヲ以テ、金庫カ振替貯金ニ加入スレハ各町村ハ居ナカラ振込ヲ為シ得ラレ、送金ノ危険ト労費ヲ省キ便利ナルヲ以テ、予テ内務省ヨリモ金庫ヲ加入セシムルコトニ関スル意見アリタルコト

五 振替貯金ノ手数料一口二銭ハ伊太利ノ制ニ倣ヒタルモノナルカ、他ノ為換等ト權衡ヲ得ス、然ニ納税ノ場合ニハ一錢五厘ニ迄低下シテ便利ヲ図リタルコト

(ハ) 市町村吏員ニ手当ヲ与フル説ト、市町村ニ賞状ニ金出ヲ添ヘテ与フル説ト、地方相当ノ奨励ヲ為シ別段ノ方法ヲ為スヲ要セストノ説アリシモ、何レモ決定ニ至ラス、之ニ関シ主税局長ハ各地ニ市町村吏員ノ稅務協議会ノ開設アルハ最も喜フヘキコトナリトシテ、益之カ奨励及發達ヲ希望セリ

(ニ) 此ノ問題ハ多年ノ研究ニ係リ最早実行ノ期ニ入レルモノト謂フヘク、一昨年及昨年ノ會議ニ於テ決定スルモノ以外ニ他ニ考案ナシト謂フニ歸セリ

#### 第十六 統計事務ノ整理及監督ノ狀況如何

統計事務ハ稅務計画ノ基礎トナルヘキ重要ノモノナレハ、常ニ整理ヲ怠ラサル積リナルモ、本事務ハ他ノ事務ノ結果ニ基クモノナレハ、他ノ事務ノ多忙ニ追ハレ往々整理後レノモノナキニ非スト謂フニ在リテ、様式中ノ改正ヲ希望セル向アリ、之ニ関シ主税局長ハ様式ノコトニ付テハ主税局ニ於テ考案スヘキモ、統計事務ハ近來等閑ニ付セラレタルノ蹟ナキニアラサルヲ以テ之カ整理ヲ必要トシ、且統計ニ關スル各種印刷物ハ各局近時多キニ過クル傾向ナキニ非サルヲ以テ、取捨選択ニ付注意セラレタシト演述セリ

協 議 事 項 「以下、省略」

(昭44 関信 7・4)